

患者さんへのご案内

当院では、厚生労働省「特定行為に係る看護師の研修制度」の研修を修了した看護師が医師とともに予め作成した手順書により一定の診療の補助（以下の特定行為）を実施しています。

当院で実施している特定行為

- 中心静脈カテーテル抜去
- 直接動脈穿刺法による採血
- 橈骨動脈ラインの確保
- 脱水症状による輸液補正
- 持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
- 経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置調整
- 侵襲的陽圧換気の設定の変更
- 非侵襲的陽圧換気陽圧換気の設定の変更
- 人工呼吸器管理がなされている者に対する鎮静剤の投与量の調整
- 人工呼吸器からの離脱
- 硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整
- 持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整
- 持続点滴中のナトリウム・カリウム又はクロールの投与量の調整
- 持続点滴中の降圧剤の投与量の調整
- 持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整
- 持続点滴中の利尿剤の投与量の調整



研修を修了し、活躍する看護師を当院では、「特定看護師」と呼んでいます。特定看護師は、高い判断力と技能を兼ね添え、より高度な診療の補助を行える看護師です。

皆様のご理解・ご協力をお願いします